

沖縄県県営林SGEC—FM認証  
森林認証森林管理計画書

計画期間 自 令和4年10月6日  
至 令和9年10月5日（認証の有効期限）

令和4年10月 策定

# 目 次

1 概要	1
2 森林管理方針	2
3 認証森林の概況とその取扱い	4
4 林業経営	7
5 モニタリング調査	8
6 労働力と安全管理	8
7 社会的責任	10
8 林内の安全確保、不法投棄等への対策	11
9 認証材の販売に関する管理と普及	11
10 モニタリングと情報公開	12
・別紙 1 県営林位置図	13
・別紙 2 認証森林の資源構成表	14
1.全体	14
2.奥団地	16
3.辺野喜団地	17
4.有銘団地	17
・別紙 3 モニタリングチェックリスト	19
・別紙 3 - 1 固定調査プロットモニタリング票	20
・別紙 3 - 2 マネジメントレビュー報告書	22
・別紙 4 安全装備の装着リスト	23
・別紙 5 医療箱薬品リスト	24
・別紙 6 燃料等廃棄物処理報告書	25
・別紙 7 県営林巡視要領、チェックリスト	26
・別紙 8 SGEC森林認証材証明書（原木販売用）	29
・別紙 9 SGEC認証材取扱いマニュアル	30
・別紙 10 関連法令	33

# 1 概要

## 1-1 名称及び連絡先

住 所：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号

名 称：沖縄県

代表者：沖縄県農林水産部 森林管理課

連絡先：沖縄県農林水産部 森林管理課 森林経営班・資源活用普及班

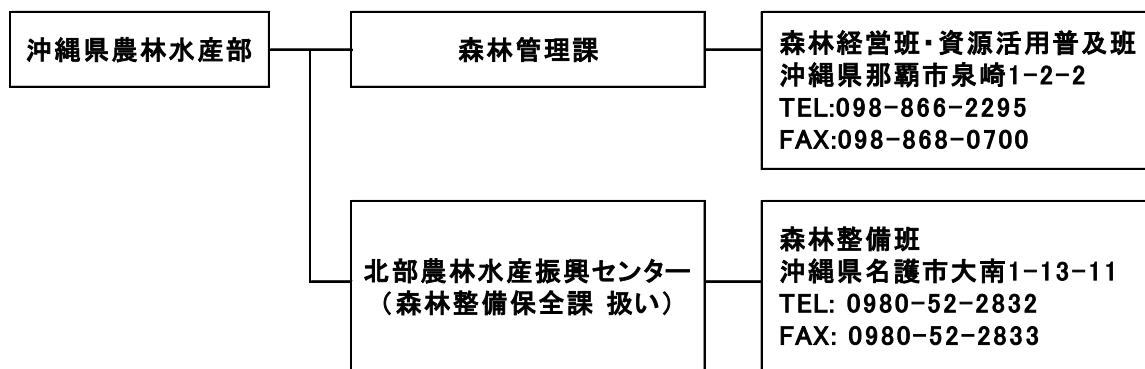
(図-1 管理体制図)

電 話：098-866-2295

F A X：098-868-0700

Eメール：aa048210@pref.okinawa.lg.jp

図-1 認証森林管理体制図



## 1-2 対象森林の概要

認証対象となる県営林は、沖縄本島北部の国頭村、東村、名護市に存在し、純然たる「県有林」及び国有林を無償で借り受けしている「無償貸付国有林※」であり、国頭村の「辺野喜団地」、「奥団地」、東村と名護市にまたがる「有銘団地」の3団地から構成される。

総面積は、5,288.10haで、そのうち貸付地を除く3,624.98haが認証対象森林である（別紙1 県営林位置図）。

「辺野喜団地」と「奥団地」については、平成28年9月に「やんばる国立公園」に指定されるなど、生物多様性豊かな自然環境に恵まれている。

総面積全体の約3分の2は、国頭村奥の尾西岳から伊江川の流域、辺野喜川の右岸地域及び佐手川の左岸地域から照首山にかけての地域、西銘岳から宜名真南方にかけての地域にある。東村には全体の1割余が津波山の東側台地一帯にあり、名護市には源河川の上流から有津川の上流にあたる大湿帯地区を中心とした地域に全体の2割余がそれぞれ存在する。

### ※ 無償貸付国有林

県の基本財産の造成及び民有林の模範となる森林施業の実践を目的に、植樹

を用途として、明治42年勅令第32号により80年の期間で国から無償で借り受け管理経営してきている森林である。平成元年度の借り受け期限切れと同時に60年の継続延長契約がなされ現在に至っている。

### 1 - 3 認証形態

#### (1) 森林管理認証の種類

F M 認証

#### (2) 認証の範囲

既存県営林5,288.10haのうち、貸付地を除く3,624.98haであり、次の3団地から構成される。

- ①奥団地（国頭村）（経営面積1,132.22ha）
- ②辺野喜団地（国頭村）（経営面積1,386.35ha）
- ③有銘団地（東村 名護市）（経営面積1,106.41ha）

#### (3) 計画期間（期限）

令和9年10月5日まで

## 2 森林管理方針

### 2 - 1 基本理念

将来のあるべき沖縄の姿を描いた基本構想である「沖縄21世紀ビジョン（平成24年5月）」をはじめ、本県の森林・林業に関する各施策の推進方向を定めた「沖縄県森林・林業アクションプラン（平成29年3月）」、やんばる地域の森林における環境に配慮した森林利用方針を定めた「やんばる型森林業施策方針（平成25年10月）」、「沖縄北部地域森林計画（平成26年4月～平成36年3月）」「県営林経営計画（平成31年4月～平成36年3月）」等の各種計画・施策方針に基づき、適正な森林管理と持続的森林経営の構築を図るとともに、自然環境の保全と森林の利活用が両立した森林・林業の振興に取り組む。

### 2 - 2 基本方針

- 沖縄の特徴ある豊かな森林資源を活かした、環境と調和した持続可能な林業生産活動、計画的な森林・林業の振興、新たな森林利用の推進。
- 森林の適正な保全・管理を通じた、森林の持つ多面的機能の維持・増進。
- 持続的な林業生産活動を図るため、担い手となる林業事業者や林業後継者等育成の推進。

なお、これら基本方針の実行にあたっては、SGEC森林管理認証基準等を遵守する。

## 2-3 目標とする森林の姿

認証森林については、生物多様性に富んだ優れた自然環境が保全されつつ、地域住民の生活や暮らしに利用されるとともに、森林の持つ様々な公益性の恩恵を県民が継続的に享受される下記の五つの森林を目指す。

### ① 命の水を育む「水源の森」

山々に広がる森が、降りそそぐ雨を受けとめ、大地を這う木々の根が滴を蓄え、潤沢で清冽な水を湧き出す、県民の命を支える「**水源の森**」を目指す。

### ② 豊かな恵みが持続し循環する「林産物供給の森」

豊かな森がもたらす多様な恵みを賢く利用し、自然と両立する持続的な資源の循環によって、県民の豊かな生活、産業、文化を支える「**林産物供給の森**」を目指す。

### ③ 生き物を守り育む「野生生物の森」

多様性に富みかつ固有性の高い様々な生き物達が、持続的に守られた森に生まれ育つ「**野生生物の森**」を目指す。

### ④ 人々が憩い安らぐ「保健文化の森」

豊かな森に人々が集い、自然を5感で感じ、遊び、学び、癒される「**保健文化の森**」を目指す。

### ⑤ 生活を支え地域が守り育てる「地域資源の森」

豊かな森の恩恵が持続し、地域が大切に守り育てる「**地域資源の森**」を目指す。

## 2-4 施業方法

「やんばる国立公園（平成28年9月指定）」の地種区分ならびに「やんばる型森林業施策方針」における利用区分に対応した森林施業を実施する。

森林施業の実施については、環境保全対策の向上及び環境負荷の低減のため、これまでの環境保全の取り組みを継続したうえで、利用区分に応じて森林施業、森林整備の改善に努めていく。

## 2-5 林産物の有効利用

県営林の施業・管理に当たっては、旧作業道の整備や高性能林業機械の活用など、自然環境に配慮した作業システムを構築し、木材生産を推進していく。

当面は、リュウキュウマツ人工林を主体に収穫を行い、COC管理事業者と連携しながら、安定的な木材供給に努めるとともに販路の拡大に努める。

また、建築内装材としての利用開発や公共建築物での利用推進など、木材産業の関連団体等との連携を強化し、供給先の拡大による伐採収入の向上に努めていく。

## 2-6 森林管理計画

森林の管理方法、管理手順を定めた森林管理計画は、森林の状態、環境、社会、経済状況の変化、モニタリング実施結果等を検証し、5年に1回程度の見直しを行う。

## 2-7 活動項目

### (1) 環境

「やんばる型森林業施策方針」等にもとづき、自然環境の保全と環境に配慮した、持続可能な循環型林業を推進していく。

また、「やんばる国立公園」の地種区分及び「やんばる型森林業施策方針」における利用区分に対応した森林の利活用を実施していく。

なお、名護市に位置する有銘団地県営林については、名護市森林整備計画における利用区分に対応した利活用を行う。

### (2) 社会

県では、県民をはじめ、多くの人々が自然と触れ合う場として、やんばるの豊かな森林資源を活かした森林ツーリズムを推進しており、認証対象森林についても、地元の森林ツーリズム関係者が活用する対象フィールドとして要望があれば提供を行う。

また、大学や研究機関等における研究フィールドとしての活用や、地域における伝統行事に使用する材料（ツル類、タケ類等）の採取等については、積極的に対応していく。

### (3) 経済

認証森林の適切な管理・経営を通じて、緑の循環資源として非木材系を含む認証林産物を多様な用途に有効活用し、地元住民や利害関係者との連携を図り、雇用の拡大・地域産業の振興に寄与するよう努める。

## 3 認証森林の概況とその取扱い

### 3-1 認証森林の概要

別紙2の表1～表13のとおり

### 3-2 人工林の現況とその取扱い

対象森林の人工林面積は1,220.25ha、蓄積230,519.26m<sup>3</sup>で、総面積3,624.98haの34%、総蓄積622,521.09m<sup>3</sup>の37%にあたる。また、ha当たりの蓄積は188.91m<sup>3</sup>である（別紙2-表1、表2）。

造林樹種は、せき悪な土壌にも比較的良く生長し、木材としても有用であること等から、リュウキュウマツがこれまで最も多く造林され、近年は、有用広葉樹種であるイスノキの他、イジュ、クスノキ等の造林が増加している。

人工林を齡級別にみると、Ⅴ齡級以上の占める割合が多く、面積比で約9割を占めている（別紙2－表3）。

人工林については、引き続き適正な保育を実施するとともに、伐期に達した人工林については、「やんばる国立公園の地種区分」及び「やんばる型森林業施策方針」の利用区分に対応し環境の保全に配慮した木材の生産を行う。

### 3－3 天然林の現況とその取扱い

天然林の面積は2,404.73ha、蓄積392,001.82m<sup>3</sup>で、総面積の66%、総蓄積の63%を占めている。齡級別には、Ⅷ齡級以上の壮高齢林の占める面積割合が99%と極めて高い。構成樹種はイタジイ、オキナワウラジロガシ、イジュ、イスノキ、エゴノキ、モッコク、ヤマモモ、ヒメユズリハ、コバンモチ、ホルトノキ等、多様な樹種が出現する。天然林のha当たり蓄積は163m<sup>3</sup>程度である。（別紙2－表2）

国立公園特別地域1種の天然林については、森林の保全を図ることとし、状況に応じて更新補助や植栽等を実施し、公益的機能の確保に努める。

それ以外の森林で改良を要する天然林については、県土保全、水源かん養、自然環境の保全等の公益的機能との調整を図りながら、除伐等を実施し優良林分の造成を図る。なお、伐期に達した天然林を収穫する場合は択伐を検討し、環境の保全に配慮した木材の生産を行う。

### 3－4 特定地の取扱い

#### (1) 急傾斜地（45度以上の斜面）

急傾斜地は、集中豪雨等による土壌浸食の発生が高いことから、自然植生を促し林地および表土の保護に努める。皆伐区域内に介在する局所的な岩石地、急傾斜地等及び土壌条件からして植栽が困難な場所にあつては、現況に応じて択伐、または主伐を見合わせる。

#### (2) バッファゾーン（常水がある河川）

常水がある河川沿いはバッファゾーンとし、貴重な動植物が生存することから沢の保全を図る。

### 3－5 森林施業における環境配慮

「やんばる型森林業施策方針」、「沖縄北部地域森林計画」、「市町村森林整備計画（名護市、東村、国頭村）、造林関係の施業指針等に基づき、適切な森林施業を実施するとともに環境に配慮した作業を行う。

#### (1) 地拵え作業

- 地拵えの時期は、新植または人工下種造林の時期を勘案して、おおむね1カ月前までに終了するように努める。
- 伐採跡地にあつては全刈地拵えとし、造林の支障とならないよう植栽間隔等を

勘案して、大枝等は等高線沿いに筋状に配置し、残余の小枝条は全面積に散布して林地の保護に努める。

## (2) 植栽作業

- 植栽時期は、原則として11月～3月とする。
- 造林樹種は、適地適木を原則とし、県の造林樹種より選定する。
- 植栽樹木の活着を図るため、苗木の根の乾燥を防ぐ。

## (3) 下刈作業

- 下刈りは、造林地の諸条件を考慮し、最も適切な方法を行う。
- 下刈の回数は、造林木と雑草木双方の成長度合いによって決定する。
- 造林地に生育する造林木以外の有用樹については、造林木の生育を阻害しない範囲で、あるいは林分構造上必要な場合には、その保残・育成を図る。

## (4) 施肥

- 施肥は、年1回行うものとし1年肥効の肥料を用いる。
- 施肥は、造林木から30cm程度のところに施す。

## (5) 枝打ち作業

- 樹幹に傷をつけないようにする。
- 林縁木は枝打ちしない。

## (6) 伐採・搬出作業

- 伐採にあたり、事前に野生動植物の生息・生育状況を把握し、自然環境の保全に努める。また、鳥類の営巣期間である3月～6月は、伐採を行わない。
- 主伐は皆伐及び択伐とする。皆伐については、林相・林種、自然環境の保全、景観、地形等を考慮して、収穫面積は概ね5ha以下とする。
- 択伐については、単木・帯状・群状伐採とする。
- 尾根部はもとより、斜面部にあっても伐区と伐区との間には保護樹帯を保残設置するとともに、沢の保全を図る。
- 林道その他既設の搬出施設を効率的に利用することとし、可能なかぎり収穫箇所の分散化を図る。
- 林地保全上、皆伐が不相当と思われる箇所については、収穫を見合わせる。
- 収穫地における集材作業は原則として架線によることとし、林地の保全に留意する。

## (7) 森林作業道整備

- 林内路網の整備は、簡易で丈夫な構造となるよう努めるとともに、土地の改変が最小限となるような工法を選定し、土砂流出の未然防止に努める。
- 過去に整備された作業道等を積極的に活用する。



### 3-6 野生動植物と文化財の保護

「沖縄県の絶滅のおそれのある野生動植物」を参考に、認証森林および認証森林の周辺森林の希少動植物に係る情報を把握し保護に努める。

また、「林業従事者のための貴重動植物ハンドブック」に基づき、施業の実施前には、「天然記念物」や「種の保存法」における指定種などの分布を把握し、関係法令等を厳守のうえ、関係機関と連携・協議し保護に努める。

## 4 林業経営

### 4-1 伐期齢と生産目標

地域森林計画における標準伐期齢を定めているが、森林の公益的機能に対する社会的要請や生産材のより付加価値の高い利用を図るため、伐期の延長等適正伐期齢の設定を検討する。

### 4-2 齢級構成の平準化

高齢級の林分においては、自然環境等を考慮した上で収穫・再造林を行うことや、複層林へと誘導することで齢級構成の平準化を図る。

### 4-3 伐採と更新計画

「沖縄北部地域森林計画」、「市町村森林整備計画（名護市、東村、国頭村）」、「やんばる型森林業施策方針」、造林関係の施業指針等に基づき、次のとおりとする。

#### (1) 間伐

- 間伐の方法は、樹型級を考慮した定量的な間伐とし、実行にあたっては現実林分の状況を十分に把握して実施する。

#### (2) 主伐

- 3-5の(6) 伐採・搬出作業と同様

#### (3) 主伐後の伐採跡地の更新の方法

- 更新は、原則として植栽（植付、人工下種）とするが、自然的立地条件からみて植栽に適していないか、又は萌芽によって育成の目的樹種による成林が十分に期待できる地域にあっては萌芽更新を行う。
- 更新及び育林の方法等については、県が定めた「造林指針」および「造林実務の手引き」に基づいて、現地の実態を十分に把握して実施する。
- 更新樹種の選定に当たっては、県が指定した造林樹種から選定することを原則とし、現地の立地環境に応じて決定する。

### 4-4 森林簿の再調整

必要に応じて森林簿を調整する。

#### **4 - 5 境界の維持**

境界の保全については、国有林野管理規程第7条に準じて実施する。巡検すべき境界の区分は次のとおり。

- ・第1種境界：特に侵害の恐れがある境界で毎年巡検する。
- ・第2種境界：第1種、第3種以外の境界で2年毎に巡検する。
- ・第3種境界：分水嶺その他地形によって明かな境界で4年毎に巡検する。

#### **4 - 6 収穫計画**

県営林経営計画に基づき、計画的に実施する。

主伐対象林分は、標準伐期齢以上の齢級に達した林分を原則とする。

### **5 モニタリング調査**

#### **5 - 1 モニタリング調査の実施**

森林施業の作業前後の森林の状況及び作業状況等について、別紙3「森林認証(SGEC)施業現場モニタリングチェックリスト」に基づき、モニタリング調査を実施する。

また、立木の収穫については、チェックリストの他、収穫が希少動植物等に与える影響を把握するため、環境調査の実施について検討を行う。

なお、固定プロットによる継続調査地を適宜設定し、別紙3-1「固定調査プロットモニタリング票」に基づき、少なくとも年1回定期的に調査を実施するものとする。

#### **5 - 2 内部監査の実施**

モニタリングについては、内部監査を実施し、自己検証、評価、改善点の検討を行う。

#### **5 - 3 マネジメントレビューの実施**

内部監査実施後において年次のマネジメントレビューを実施し、別紙3-2「マネジメントレビュー報告書」において作成・記録すること。

### **6 労働力と安全管理**

#### **6 - 1 安全教育**

事業担当者は、講習・研修等を積極的に受け、その内容を関係者と共有し、安全衛生の確保に努める。

県は、施業受託者に対して労働安全衛生に係る法令等を順守するよう指導する。

作業の実施の際には、「沖縄県 林業安全作業マニュアル」に基づき、作業の安全確保を指導する。

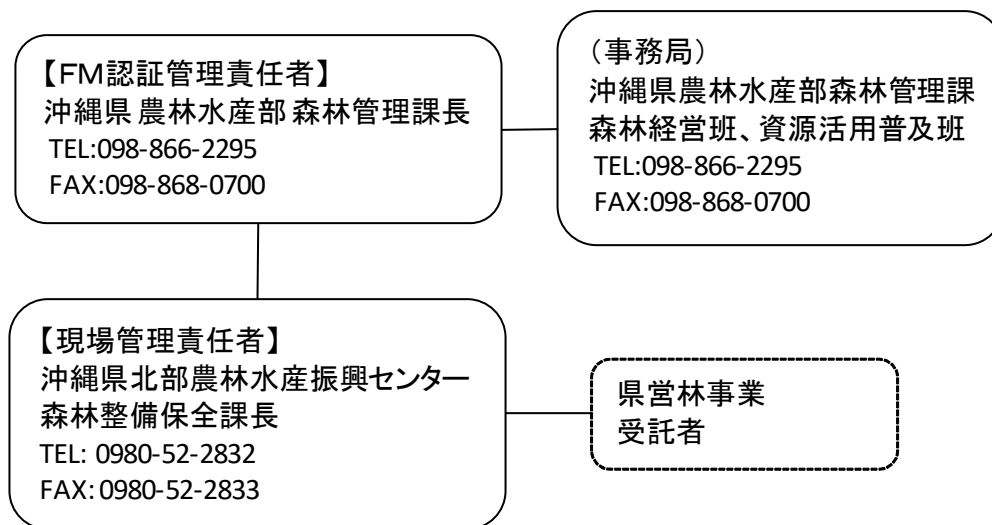
## 6-2 社会保障への加入

県は、林業事業者に対し、各種社会保障制度への加入を指導する。

## 6-3 事故の再発防止

県は、再発防止対策を講じるよう指導する。事故発生時等の緊急連絡体制は、図-2のとおりとする。

図-2 事故発生時等の緊急連絡体制図



## 6-4 安全管理

県は、別紙4「安全装備の装着リスト」及び別紙5「医療箱薬品リスト」に基づき、林業事業者への指導を実施する。

## 6-5 化学物質処理

化学物質の使用に当たっては、次のとおり適切な使用に努めるよう、県は、事業者に対して指導を行う。

### (1) 油脂の取扱い

- 使用する製品の取扱い方法を厳守するとともに、機械器具からの流出を防ぐ。油脂等の交換・補給は、河川、溪流付近では行わない。
- 化学物質の廃棄物は、適正に廃棄することとし、別紙6の「燃料等廃棄物処理報告」により処理報告を行う。

### (2) 森林病害虫獣対策における取扱い

- 松くい虫被害、キオビエダシャク被害等を確認した場合、早急に必要な措

置を講ずる。

- 薬剤を使用する場合は、環境への影響を考慮し、WHOのタイプ1 Aおよび1 Bの殺虫剤は、他に利用可能な代替薬剤がない場合を除き使用しない。
- 薬剤の使用については、認証森林外で管理する苗畑においても上記のとおりとする。

## 6-6 森林吸収源対策

### (1) 二酸化炭素固定機能の向上

- 適切な森林施業を実施し、森林の二酸化炭素吸収機能の向上を図る。生産される木材・木質バイオマスは無駄なく有効に活用し、環境負荷の少ない循環型社会の実現に貢献する。

### (2) 化石燃料の節減

- 林業機械は、作業中のアイドリングストップに心掛けるよう、受託事業者を指導する。

## 7 社会的責任

### 7-1 利害関係の把握

森林施業に係る問い合わせがあった場合には、森林施業との因果関係を調査して対応するとともに、記録簿を作成し保管する。

### 7-2 紛争解決

紛争が発生した場合には、弁護士に相談するなど解決策・対応策を早期に検討し、紛争解決に努めるとともに記録簿を作成し保管する。

### 7-3 問い合わせ対応

地元住民からの苦情等に対する対応は、次のとおりとする。

- (1) 北部農林水産振興センター森林整備保全課は、苦情に対して詳細を記録する。重要性が高い案件は、森林管理課へ報告する。
- (2) 森林管理課及び北部農林水産振興センター森林整備保全課は、苦情の対応については、状況を把握して方針を決定し対応することを原則とする。  
また、苦情の処理方針については、関係者と情報の共有を図る。
- (3) 委託事業体等が受信した苦情に対しては、北部農林水産振興センター森林整備保全課あて報告することとし上記(1)、(2)により対応することとする。問い合わせは、基本的に、当該森林を管轄する北部農林水産振興センターが対応するものとするが、紛争を招く可能性のある問い合わせについては、森林管理課で対応する。

#### **7 - 4 地域社会の慣習的権利の尊重**

伝統行事用の植物の採取等、地域社会の慣習的行為については、県や地権者の利益を阻害せず、商業的目的での行為を除き、極力その権利を認め尊重されるよう配慮する。

### **8 林内の安全確保、不法投棄等への対策**

#### **8 - 1 作業道の管理**

作業中においては「関係者以外の車両立入禁止」等の標識を設置し、安全の確保に努める。

また、別紙7の巡視要領に基づき、定期的な巡視を実施し、林内路網の状況把握に努める。

#### **8 - 2 林野火災と対応**

別紙7の巡視要領に基づき、山火事防止のため定期的に巡視を実施する。林野火災が発生した場合は、消防署の消火活動を支援し早期鎮火に努める。

#### **8 - 3 不法投棄**

別紙7の巡視要領に基づき、不法投棄の未然防止のため定期的に巡視を実施する。不法投棄を発見した場合には、関係機関と連携して対応する。

#### **8 - 4 違法伐採**

別紙7の巡視要領に基づき、違法伐採の未然防止のため定期的に巡視を実施する。違法伐採を発見した場合には、速やかに警察署に通報し被害届を提出する。

#### **8 - 5 廃棄物処理**

別紙6の「燃料等廃棄物処理報告書」に基づき確認を行い、その種類に応じて適切に処理する。

### **9 認証材の販売に関する管理と普及**

#### **9 - 1 認証材の販売管理**

認証材（丸太）を販売する場合は、認証森林から生産された木材であることを提示し、さらに非認証材と分別する必要があることから、予め認証材を保管する場所を決めて、保管場所に認証材であることを標記し管理する。

#### **9 - 2 認証材の証明書**

認証材の販売時は、買い受け者に対して、認証番号や「100% S G E C 認証および100% P E F C 認証」を記載した認証材証明書（別紙8「沖縄県営林SGE

C森林認証材 証明書（原木販売用）」の発行により、認証材であることを証明する。

### 9-3 認証材の普及

県は、認証森林から生産された認証材について、COC管理事業者と連携して公共施設等での有効活用に努める。

また、森林認証について、広く地域に普及・啓発するよう努める。

### 9-4 本計画の認定者（県）以外の物が認証森林で素材生産する場合の取扱い

認定者（県）以外の者が認定森林で素材生産する場合は、別紙9の「SGEC 認証材取扱いマニュアル」に基づき実施する。

### 9-5 SGEC、PEFC ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）使用・管理

(1) ロゴマークは、SGEC ロゴマーク使用要領及びPEFC ロゴ使用規則に基づき使用する。使用に際してはロゴマーク使用契約を締結し、ライセンスの発行を受ける。ロゴマークを使用する場合は、トレードマーク及びロゴライセンス番号と一緒に使用する。

(2) ロゴマークを使用する場合は、使用台帳を作成し適切に管理する。

(3) ロゴマークの総括保管責任者は沖縄県農林水産部森林管理課長、保管責任者は沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課長とする。

また廃棄の際は、再使用及び利用が不可能な状態にして廃棄する。

(4) ロゴマークのデザインの例外的な使用をする場合は、事前にSGEC 及びPEFCに許可を求めて承認を得る

## 10 モニタリングと情報公開

### 10-1 森林管理計画書等の公開

森林管理計画書およびモニタリングチェックリストは、その概要については県のホームページにおいて公開する。

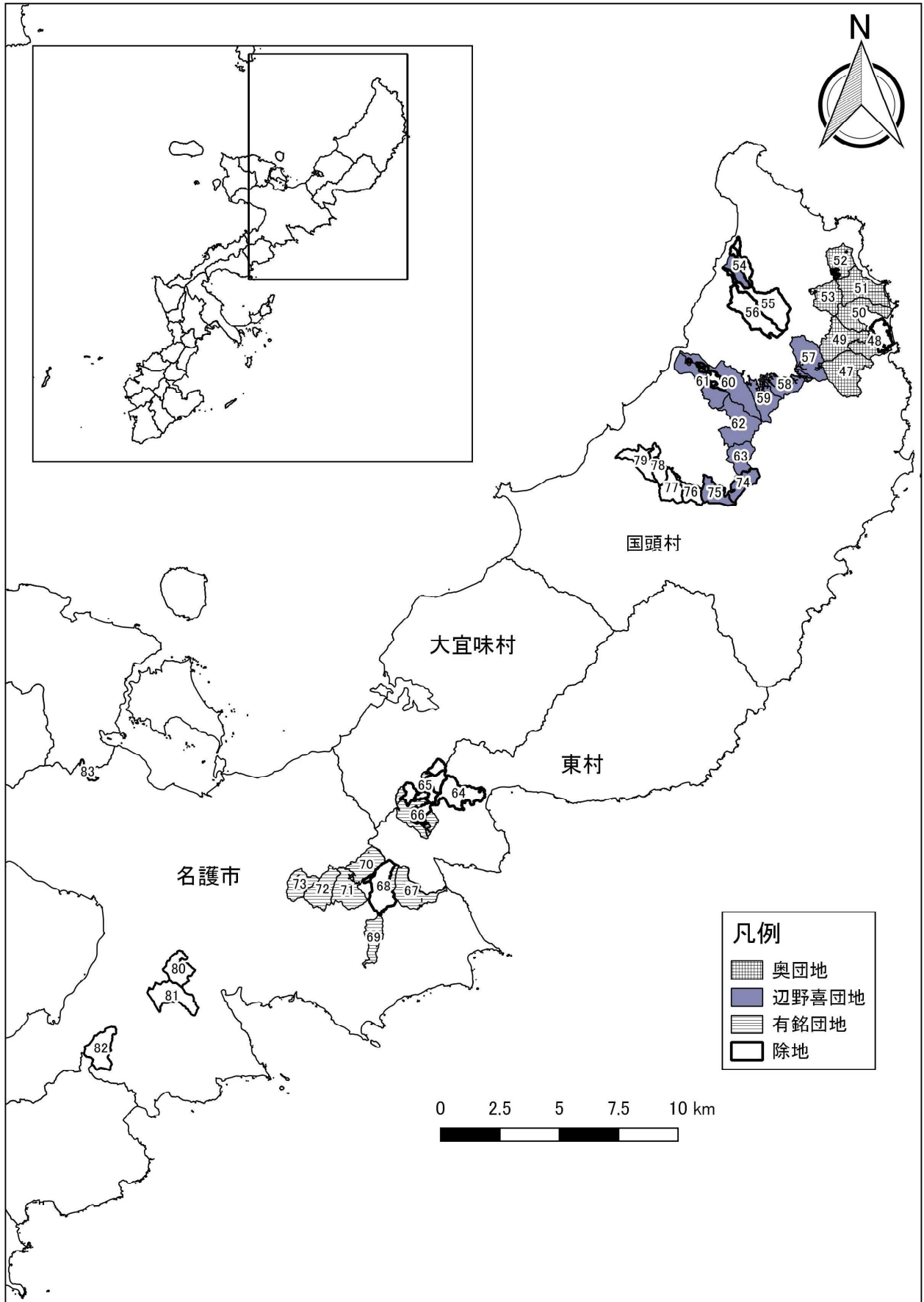
### 10-2 公開の制限

個人や法人などの権利・利益等が阻害されると判断される情報については公開しないものとする。

### 10-3 マネジメントレビューの実施

年次のマネジメントレビューを実施し、別紙様式において記録すること。

別紙1 県営林位置図



## 別紙 2 認証森林の資源構成表

### 1.全体

表 1 認証森林一覧表

団地	市町村	字	面積	備考
奥	国頭村	楚洲	877.47	47,48,49,50,51林班
		奥	254.75	52,53林班
小計			1,132.22	
辺野喜	国頭村	宇嘉	58.37	54林班
		辺野喜	614.59	57,58,59,60林班
		佐手	371.36	61,62林班
		謝敷	108.32	63林班
		与那	233.71	74,75林班
小計			1,386.35	
有銘	東村	慶佐次	258.79	65,66林班
		名護市	天仁屋	192.07
	名護市	嘉陽	108.78	69林班
		源河	546.77	70,71,72,73林班
小計			1,106.41	
合計			3,624.98	

表 2 森林資源現況

単位 面積:ha、材積:m<sup>3</sup>

区分	針葉樹		広葉樹		合計	
	面積	材積	面積	材積	面積	材積
人工林	878.04	167,152.66	342.21	63,366.60	1,220.25	230,519.26
天然林	124.47	24,199.29	2,280.26	367,802.53	2,404.73	392,001.82
計	1,002.50	191,351.95	2,622.48	431,169.14	3,624.98	622,521.09



表 3 林種別齡級別面積

単位 面積:ha、材積:m

区 分		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X以上	合計	
人工林	針	面積		1.24	0.21	11.45	7.83	47.69	199.98	154.53	455.12	878.04	
		材積		132.02	38.00	1,887.74	1,145.34	8,280.67	36,784.75	31,200.87	87,683.28	167,152.66	
	広	面積	2.14	0.46	0.03	1.03	18.62	10.67	42.40	79.16	19.28	168.43	342.21
		材積		48.67	4.91	157.29	2,810.97	1,665.19	7,585.76	14,190.89	3,298.20	33,604.74	63,366.60
	計	面積	2.14	0.46	1.27	1.24	30.06	18.50	90.09	279.14	173.81	623.55	1,220.25
		材積		48.67	136.93	195.29	4,698.70	2,810.53	15,866.42	50,975.64	34,499.07	121,288.02	230,519.26
天然林	針	面積								0.10	124.36	124.47	
		材積								14.68	24,184.61	24,199.29	
	広	面積	64.99				0.18	3.93	4.55		11.91	2,194.70	2,280.26
		材積					34.79	592.72	831.06		2,482.03	363,861.94	367,802.53
	計	面積	64.99				0.18	3.93	4.55		12.02	2,319.06	2,404.73
		材積					34.79	592.72	831.06		2,496.71	388,046.54	392,001.82
総数	針	面積		1.24	0.21	11.45	7.83	47.69	199.98	154.63	579.48	1,002.50	
		材積		132.02	38.00	1,887.74	1,145.34	8,280.67	36,784.75	31,215.56	111,867.88	191,351.95	
	広	面積	67.13	0.46	0.03	1.03	18.79	14.61	46.95	79.16	31.19	2,363.13	2,622.48
		材積		48.67	4.91	157.29	2,845.76	2,257.91	8,416.82	14,190.89	5,780.23	397,466.67	431,169.14
	計	面積	67.13	0.46	1.27	1.24	30.24	22.43	94.64	279.14	185.82	2,942.62	3,624.98
		材積		48.67	136.93	195.29	4,733.49	3,403.24	16,697.48	50,975.64	36,995.79	509,334.56	622,521.09

表 4 保安林等の指定状況

単位:ha

区 分	面 積	備 考(林 班)
水 源 か ん 養 保 安 林	1,091.60	52,57,58,59,60,66,67,69,70,71,73林班
保 健 保 安 林	(107.16)	73林班(水源かん養保安林と重複)
砂 防 指 定 地	(5.15)	69林班(水源かん養保安林と重複)
計	1,091.60	

表 5 自然公園の指定状況

単位:ha

区 分	面 積	備 考(林 班)
第 1 種 特 別 地 域	1,009.72	57~60,62~63,74~75林班
第 2 種 特 別 地 域	0	
第 3 種 特 別 地 域	1,349.29	47~54,57,60~62林班
計	2,359.01	

表 6 鳥獣特別保護区の状況

単位:ha

区 分	面 積	備 考(林 班)
鳥 獣 特 別 保 護 区	57.72	62林班
計	57.72	

表7 路網の状況

単位: km

市町村別	種別	自動車道	軽車道	計	備考
国	頭	61	0	61	
東	・名護	5	0	5	
	計	66	0	66	

## 2 奥回地

表8 森林資源現況

単位 面積: ha、材積: m<sup>3</sup>

区 分			面 積	材 積	備 考
認証林			1,132.22	189,296.95	
内訳	人工林	針 葉 樹	449.39	85,911.29	
		広 葉 樹	100.90	17,256.92	
	天然林	針 葉 樹	52.63	8,197.12	
		広 葉 樹	529.30	77,931.62	
国立公園			1,132.22		第3種特別地域(47~52林班)
保安林等			9.92		水源かん養保安林(52林班)
鳥獣特別保護区			0		

表9 林種別齢級別面積

単位 面積: ha、材積: m<sup>3</sup>

区 分		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X以上	合計
人工林	針	面 積			0.08	9.92	2.35	23.95	101.79	88.52	222.78	449.39
		材 積			10.71	1,549.22	346.28	4,215.05	18,162.34	19,361.32	42,266.37	85,911.29
	広	面 積			0.51	13.22	3.19	11.06	28.42	1.67	42.83	100.90
		材 積			64.07	1,685.33	427.14	2,011.84	4,895.06	286.33	7,887.16	17,256.92

単位 面積: ha、材積: m<sup>3</sup>

区 分		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X以上	合計	
天然林	針	面 積									52.63	52.63	
		材 積									8,197.12	8,197.12	
	広	面 積							3.40		3.09	522.82	529.30
		材 積							600.42		756.86	76,574.34	77,931.62

### 3 辺野喜団地

表10 森林資源現況

単位 面積: ha、材積: m<sup>3</sup>

区 分			面 積	材 積	備 考
認証林			1,386.35	253,160.47	
内訳	人工林	針 葉 樹	256.77	53,331.47	
		広 葉 樹	122.31	24,001.62	
	天然林	針 葉 樹	34.86	6,947.46	
		広 葉 樹	972.41	168,879.91	
国立公園			1,226.79		第1種特別地域(57~60,62~63,74~75林班) : 1,009.72ha 第3種特別地域(54,57,60~62林班): 217.07ha
保安林			432.59		水源かん養保安林(57~60林班)
鳥獣特別保護区			57.72		62林班

表11 林種別齢級別面積

単位 面積: ha、材積: m<sup>3</sup>

区 分		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X以上	合計
人工林	針	面積		1.24	0.13	1.52	5.47	16.97	83.55	11.11	136.78	256.77
		材積		132.02	27.29	338.52	799.05	2,983.77	16,319.07	2,603.77	30,127.99	53,331.47
	広	面積	0.46	0.02	0.52	5.40	7.45	19.65	37.97	1.82	49.03	122.31
		材積	48.67	2.73	93.22	1125.63	1,233.41	3,737.43	7,284.49	373.21	10,102.84	24,001.62

単位 面積: ha、材積: m<sup>3</sup>

区 分		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X以上	合計	
天然林	針	面積								0.10	34.75	34.86	
		材積								14.68	6,932.78	6,947.46	
	広	面積	2.59				0.18	3.93	1.15		5.20	959.37	972.41
		材積					34.79	592.72	230.64		1,156.54	166,865.23	168,879.91

### 4 有銘団地

表12 森林資源現況

単位 面積: ha、材積: m<sup>3</sup>

区 分			面 積	材 積	備 考
認証林			1,106.41	180,063.66	
内訳	人工林	針 葉 樹	171.88	27,909.89	
		広 葉 樹	119.00	22,108.06	
	天然林	針 葉 樹	36.99	9,054.71	
		広 葉 樹	778.54	120,991.00	
国立公園			0		
保安林			649.09		水源かん養保安林(66,67,69,70,71,73林班): 649.09ha 保健保安林(73林班): 107.16ha(水かんと重複) 砂防指定地(69林班): 5.15ha(水かんと重複)
鳥獣特別保護区			0		

表13 林種別齡級別面積

単位 面積:ha、材積:m<sup>3</sup>

区分			I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X以上	合計
人工林	針	面積							6.77	14.64	54.91	95.56	171.88
		材積							1,081.85	2,303.34	9,235.79	15,288.92	27,909.89
	広	面積	2.14		0.01			0.03	11.69	12.76	15.79	76.57	119.00
		材積			2.18			4.64	1,836.49	2,011.34	2,638.66	15,614.74	22,108.06

単位 面積:ha、材積:m<sup>3</sup>

区分			I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X以上	合計	
天然林	針	面積										36.99	36.99	
		材積											9,054.71	9,054.71
	広	面積	62.4									3.63	712.52	778.54
		材積										568.63	120,422.37	120,991.00

別紙3

森林認証(SGEC)施業現場モニタリングチェックリスト

事業名							
作業種	<input type="checkbox"/> 植栽	<input type="checkbox"/> 下刈	<input type="checkbox"/> 主伐	<input type="checkbox"/> 除伐		間伐( <input type="checkbox"/> 利用間伐 <input type="checkbox"/> 保育間伐)	<input type="checkbox"/> その他( )
実施者	印						
検印		班長				課長	

現場名	団地		林小班		樹種	<input type="checkbox"/> リュウキュウマツ <input type="checkbox"/> その他広葉樹	林齢	約 年
-----	----	--	-----	--	----	---	----	-----

(施業前)

チェック項目	チェック欄					実施日	令和 年 月 日	対象作業種
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ある場合又は必要な場合		
伐採届は提出したか	<input type="checkbox"/>	している	<input type="checkbox"/>	していない	<input type="checkbox"/>	該当なし		間伐・主伐
国立公園の手続きはしたか	<input type="checkbox"/>	している	<input type="checkbox"/>	していない	<input type="checkbox"/>	該当なし		主伐
環境配慮方針は提出したか	<input type="checkbox"/>	している	<input type="checkbox"/>	していない	<input type="checkbox"/>	該当なし		主伐
営巣期間(3月~6月)であるか	<input type="checkbox"/>	ある	<input type="checkbox"/>	無い	<input type="checkbox"/>	該当なし		主伐
川・沢はあるか	<input type="checkbox"/>	ある	<input type="checkbox"/>	無い	<input type="checkbox"/>	該当なし		主伐
保護樹帯林はあるか	<input type="checkbox"/>	ある	<input type="checkbox"/>	無い	<input type="checkbox"/>	該当なし		主伐
危険箇所による施業除地は必要か	<input type="checkbox"/>	必要	<input type="checkbox"/>	不必要	<input type="checkbox"/>	該当なし	広さ( ha)	除伐・間伐・主伐
保護すべき希少動植物はいるか	<input type="checkbox"/>	いる	<input type="checkbox"/>	無い	<input type="checkbox"/>	該当なし	いる場合ハンドブックに基づく処理をしたか <input type="checkbox"/> した <input type="checkbox"/> していない	主伐
作業路の修復は必要か	<input type="checkbox"/>	必要	<input type="checkbox"/>	不必要	<input type="checkbox"/>	該当なし	<input type="checkbox"/> 路面補修 <input type="checkbox"/> 水切り <input type="checkbox"/> 砂利敷	利用間伐・主伐
森林形状の変化はあるか	<input type="checkbox"/>	ある	<input type="checkbox"/>	無い	<input type="checkbox"/>	該当なし	<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物・構造物	全部

(施業中)

チェック項目	チェック欄					実施日	令和 年 月 日	対象作業種
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ある場合又は必要な場合		
川辺に配慮した作業をしているか	<input type="checkbox"/>	している	<input type="checkbox"/>	していない	<input type="checkbox"/>	該当なし	川辺のある場合のみ	主伐
保護すべき希少動植物はいるか	<input type="checkbox"/>	いる	<input type="checkbox"/>	無い	<input type="checkbox"/>	該当なし	いる場合ハンドブックに基づく処理をしたか <input type="checkbox"/> した <input type="checkbox"/> していない	全部
看板等は設置しているか	<input type="checkbox"/>	している	<input type="checkbox"/>	していない	<input type="checkbox"/>	該当なし		主伐
体操、ミーティングはしているか	<input type="checkbox"/>	している	<input type="checkbox"/>	していない	<input type="checkbox"/>	該当なし		全部
安全装備はしているか	<input type="checkbox"/>	している	<input type="checkbox"/>	していない	<input type="checkbox"/>	該当なし		全部
指さし呼称、笛で合図しているか	<input type="checkbox"/>	している	<input type="checkbox"/>	していない	<input type="checkbox"/>	該当なし		全部
林業機械の点検はしているか	<input type="checkbox"/>	している	<input type="checkbox"/>	していない	<input type="checkbox"/>	該当なし		全部
救急箱を常備しているか	<input type="checkbox"/>	している	<input type="checkbox"/>	していない	<input type="checkbox"/>	該当なし		全部
安全な作業をしているか	<input type="checkbox"/>	している	<input type="checkbox"/>	していない	<input type="checkbox"/>	該当なし		全部
オイル・燃料缶等の保管はしているか	<input type="checkbox"/>	している	<input type="checkbox"/>	していない	<input type="checkbox"/>	該当なし		全部

(施業後)

チェック項目	チェック欄					実施日	令和 年 月 日	対象作業種
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ある場合又は必要な場合		
川辺に林地残材はないか	<input type="checkbox"/>	ある	<input type="checkbox"/>	無い	<input type="checkbox"/>	該当なし	川辺のある場合のみ	主伐
保護すべき希少動植物はいるか	<input type="checkbox"/>	いる	<input type="checkbox"/>	無い	<input type="checkbox"/>	該当なし	いる場合ハンドブックに基づく処理をしたか <input type="checkbox"/> した <input type="checkbox"/> していない	全部
ゴミ・空缶等は散乱していないか	<input type="checkbox"/>	している	<input type="checkbox"/>	していない	<input type="checkbox"/>	該当なし		全部
残った木に傷はないか	<input type="checkbox"/>	ある	<input type="checkbox"/>	無い	<input type="checkbox"/>	該当なし		全部
境界は間違っていないか	<input type="checkbox"/>	いない	<input type="checkbox"/>	いる	<input type="checkbox"/>	該当なし		全部
指示どおりに作業がされているか	<input type="checkbox"/>	している	<input type="checkbox"/>	していない	<input type="checkbox"/>	該当なし		全部
公道はきちんと清掃したか	<input type="checkbox"/>	している	<input type="checkbox"/>	していない	<input type="checkbox"/>	該当なし		全部
土場はきちんと整理したか	<input type="checkbox"/>	している	<input type="checkbox"/>	していない	<input type="checkbox"/>	該当なし		利用間伐・主伐

### 固定調査プロットモニタリング票

調査プロットの位置		林班・小班等：				GPS等：				図面等：			
地況		標高：				斜面方位：				土壌型等：			
現林型 (単層林・複層林)		更新方法 (人工植栽、萌芽更新、天然下種等)				樹種 (優先又は目的樹種)							

#### 施業履歴

施業年 (年月日)	伐採			更新			補植／改植			保育		間伐			調査日 (年月日)
	方法	面積	材積	樹種	面積	時期	樹種	面積	時期	面積	時期	方法	面積	時期	

注 1：伐採の方法欄には、皆伐・択伐・その他（更新伐等）の別を記載。

注 2：間伐の方法欄には、切り捨て、利用の別を記載。

注 3：時期の欄については、大凡の時期を記載（例：○～○月）

#### 森林被害記録

調査日 (年月日)	病虫害				獣害				森林火災				気象害				その他							
	種類	面積	時期	対処	種類	面積	時期	対処	種類	面積	時期	対処	種類	面積	時期	対処	種類	面積	時期	対処				

注 1：その他の欄には、盗伐、誤伐等の被害を必要に応じて記載する。

注 2：時期の欄については、大凡の発生時期を記載（例：○～○月）

注 3：対処の欄については、対処済みの場合は○、対処中の場合は△、未対処の場合は×



別紙4 安全装備の装着リスト

安全装備の装着リスト

○:安全装備装着  
 ◎:条件を満たす安全装備装着  
 △:必要に応じ安全装備装着

防護する体の部位		頭		全体		足元		脚		手		耳		目・顔		備考	
適切な防護装備		保護帽 (ヘルメット)		・袖締りのよい 長袖の上 衣 ・袖締りのよい 長ズボン		靴 地下足袋		①刈払防護衣 ②チェーンソー 防護衣		手袋		イヤーマフ 耳栓		①バイザー(網) ②ゴーグル			その他 ※11
実施作業種	該当する 作業に○	装着	条件等	装着	条件等	装着	条件等	装着	条件等	装着	条件等	装着	条件等	装着	条件等	装着	
地 拵	(手作業)	○	—	○	—	◎	※1, ※2	—	—	○	—	—	—	—	—	—	
	(刈払機)	○	—	○	—	◎	※1, ※2	①	—	◎	※4	◎	※8	◎① ②	※9	—	
	(チェーンソー)	○	—	○	—	◎	※1, ※2, ※3	②	—	◎	※4	◎	※8	◎①	—	—	
植 付		○	—	○	—	◎	※1, ※2	—	—	○	—	—	—	—	—	—	
下 刈	(手作業)	○	—	○	—	◎	※1, ※2	—	—	○	—	—	—	△②	※10	—	
	(刈払機)	○	—	○	—	◎	※1, ※2	①	—	◎	※4	◎	※8	◎① ②	※9	—	
除 伐	(手作業)	○	—	○	—	◎	※1, ※2	—	—	○	—	—	—	△②	※10	—	
	(刈払機)	○	—	○	—	◎	※1, ※2	①	—	◎	※4	◎	※8	◎① ②	※9	—	
	(チェーンソー)	○	—	○	—	◎	※1, ※2, ※3	②	—	◎	※4	◎	※8	◎①	—	—	
伐 倒 (主伐・間 伐・受光 伐・不要 木除去 等)	(手作業)	○	—	○	—	◎	※1, ※2	—	—	○	—	—	—	—	—	—	
	(チェーンソー)	○	—	○	—	◎	※1, ※2, ※3	②	—	◎	※4	◎	※8	◎①	—	—	
	(機械)	○	—	○	—	◎	※1, ※2	—	—	△	※5	—	—	—	—	—	
枝 打	(手作業)	○	—	○	—	◎	※1, ※2	—	—	○	—	—	—	△②	※10	—	
	(専用機械)	○	—	○	—	◎	※1, ※2	—	—	◎	※4	◎	※8	◎②	※10	—	
薬剤散布 (松くい虫防除等)		○	—	○	—	◎	※1, ※2	—	—	◎	※6	—	—	◎②	※10	—	
造材 集材 運材	(手作業)	○	—	○	—	◎	※1, ※2	—	—	○	※7	—	—	—	—	—	
	(チェーンソー)	○	—	○	—	◎	※1, ※2, ※3	②	—	◎	※4	◎	※8	◎①	—	—	
	(機械)	○	—	○	—	◎	※1, ※2	—	—	△	※5	—	—	—	—	—	
その他 作業 ※12		○		○													

(注) ○および◎の装着は、原則使用する装備であり、◎は状況に応じて、必要な機能を有するものを使用すること

〈条件等の内容〉

- ※1 中・重量物(機械等落下した場合に足先が損傷する可能性のあるもの)を扱う場合は、つま先に鉄心(鋼板)が入ったもの
- ※2 移動に支障がある急傾斜地や足下が滑る傾斜地において作業する場合は、すべり止め機能が付いたもの
- ※3 チェーンソー使用時は、つま先と甲の部分に切創を防止する保護物が組み込まれたもの
- ※4 刈払機およびチェーンソー使用時は防振機能を備えたもの(その他振動機械も同様)
- ※5 装着する場合は、機械の操作に妨げとならないもの
- ※6 使用説明書等に定められたもの
- ※7 ワイヤロープ取扱時は、摩擦による火傷等を防ぐ機能を備えたもの
- ※8 著しい騒音が発生する(騒音レベルが85dB(A)を超える)作業環境
- ※9 木片等の飛散による危険の少ない条件における使用時はゴーグルでも良い
- ※10 小木片や薬剤等の危険物が飛散する作業ではゴーグルとする

〈その他注意事項〉

- ※11 該当する作業種において該当欄以外に装備する装備がある場合には、具体的な内容を記載する
- ※12 該当する作業種がない場合は、該当欄に作業内容及び装備する装備を記載する



## 医療箱(救急箱)薬品リスト

- |                          |                    |
|--------------------------|--------------------|
| 1. ばんそうこう                | 2. 消毒液<br>※オキシドール等 |
| 3. ガーゼ<br>※2個程度          | 4. 三角巾<br>※2枚程度    |
| 5. 包帯<br>※2個程度           | 6. 脱脂綿             |
| 7. ハサミ                   | 8. 吸引器             |
| 9. 消毒用アルコール              | 10. ピンセット          |
| 11. 熱中症対策用塩分補給品(※必要に応じて) |                    |
| 12. 抗ヒスタミン軟膏(※必要に応じて)    |                    |

別紙 6

燃料等廃棄物処理報告書

燃料等廃棄物処理報告書

報告年月日			
主な使用場所			
報告者名			
廃棄物の内容	<input type="checkbox"/> 燃料 内容物（商品名： ） 廃棄物の種類（ ） 廃棄物の数量（ ）  <input type="checkbox"/> オイル類 内容物（商品名： ） 廃棄物の種類（ ） 廃棄物の数量（ ）  <input type="checkbox"/> 林業薬剤 内容物（商品名： ） 廃棄物の種類（ ） 廃棄物の数量（ ）  <input type="checkbox"/> その他 内容（ ） 数量（ ）		
廃棄物の処理状況		処理方法	備考(処分先等)
その他特記事項			

県営林巡視要領（北部農林水産振興センター所管地区）

（趣旨）

第 1 条 この要領は、県営林の適正な管理を図るため、北部農林水産振興センターが所管する県営林（以下、県営林）の巡視に関する事項を定めることとする。

（巡視内容）

第 2 条 県営林について、次に掲げる事項に留意しながら、巡視を行うものとする。

- （1）不法投棄の防止
- （2）境界、標柱及び標識の維持管理
- （3）盗伐、誤伐等の防止
- （4）火災、病虫害、鳥獣害、その他被害の防止
- （5）林道その他施設の保全
- （6）気象害等の発生状況
- （7）貸付地、使用地等の利用状況
- （8）その他保護管理のための必要事項

（巡視結果の記録）

第 3 条 巡視内容は、県営林巡視報告書（別記様式）に結果を記録し、森林整備保全課長に供覧することとする。

（連絡体制）

第 4 条 緊急の異常を発見した場合、巡視者は森林整備班長を通じて、森林整備保全課長に報告することとし、連絡体制については別紙のとおりとする。

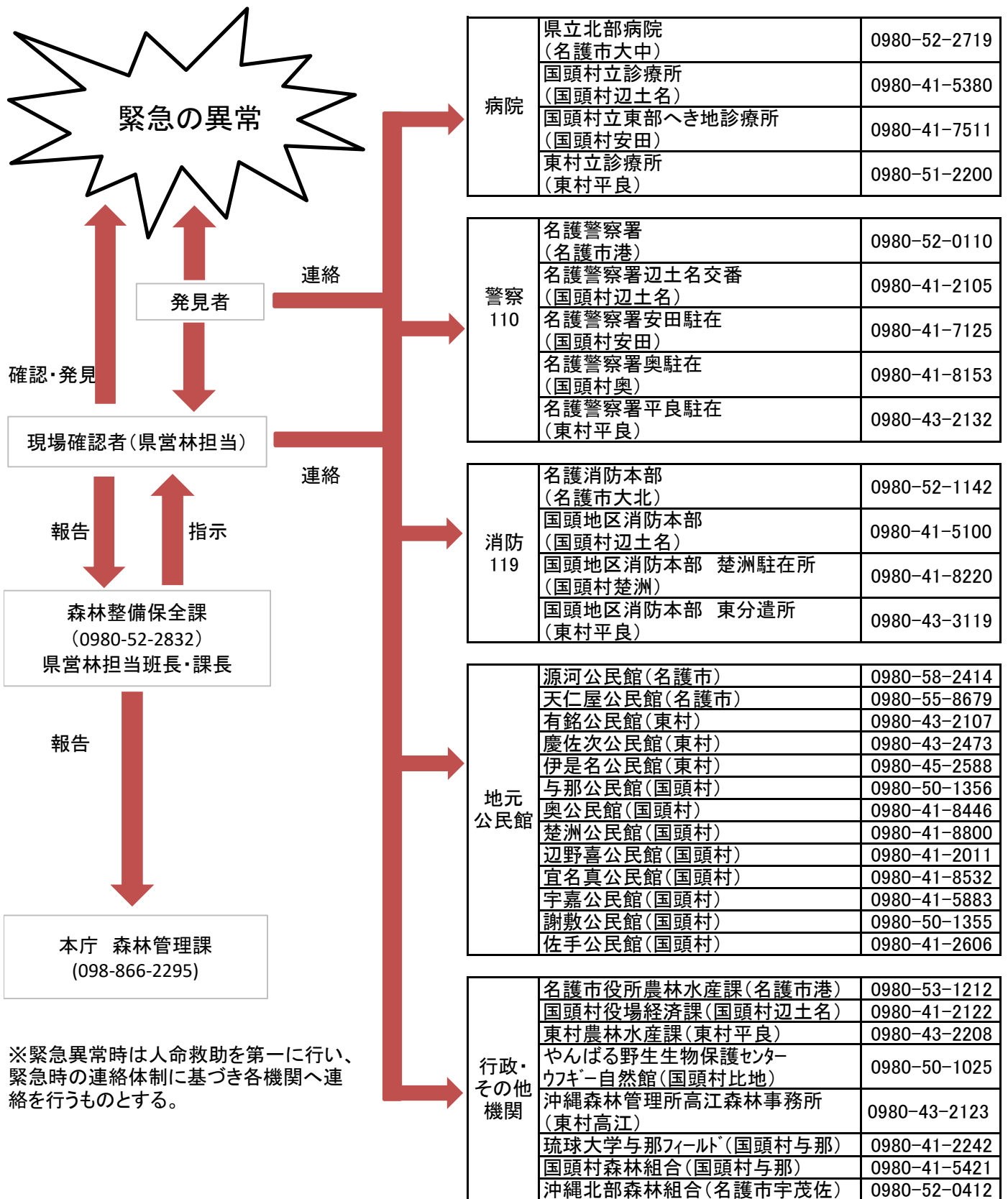
附 則

この要領は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 30 年 9 月 20 日から施行する。

この要領は、令和元年 9 月 30 日から施行する。

# 緊急時の連絡体制



## 沖縄県県営林SGEC/PEFC森林認証材 証明書（原木販売用）

（原木購入者） 様

証明書発行番号	
県営林団地名	
森林の所在地(林班)	
森林所有者名	
樹種	リュウキュウマツ、広葉樹（ ）
長さ	
販売材積(施業後に記載)	m3
認証登録番号	JIA-021
認証の種類	100%SGEC認証および100%PEFC認証
備考:売買契約による出荷	
契約日	
CoC登録番号と認証の種類	
※ 証明書作成時必要書類: ・売買契約書等の写(販売金額や支払先等,個人情報削除は可)	



責任者名	
担当者名	
住 所	
電 話	
F A X	

## 別紙 9

沖縄県SGEC-FM認証森林管理計画書「9-4本計画の認定者(県)以外の者が認証森林で素材生産する場合の取扱い」関係

### SGEC認証材取扱マニュアル

森林管理計画書「9-4本計画の認定者以外の者が認証森林で素材生産する場合の取扱い」に基づき、本計画の認定者(県)以外の者がSGEC森林認証材を取扱う場合については、次のとおりとする。

なお、本マニュアルにおける「立木売買」とは、所有権が森林所有者(県)から契約した業者に移転した上で素材生産を行うことをいい、「委託生産」とは、所有権が森林所有者(県)から移転しないまま素材生産を行うことをいう。

#### 1 認証森林内で立木売買を行う場合

##### (1) 施業前

- ・ 県と契約業者は、認証登録番号及び認証種類を記載した売買契約書を交わす。
- ・ 県は、売買契約書等の内容を確認し、認証材として適正と認められた場合、「SGEC森林認証材証明書(立木売買用) (別紙1)」を契約業者に交付することができる。

##### (2) 施業後

- ・ 契約業者は、精算書(写)又は売上傳票(写)等を用い、SGEC森林認証材の出荷材積を県に報告する。
- ・ 契約業者は、「森林認証(SGEC)施業現場モニタリングチェックリスト」を県に提出する。

#### 2 認証森林内で委託生産を行う場合

##### (1) 誓約書の提出

- ・ 本計画の認定者(県)以外の者が、認証森林内で委託生産を実施し、SGEC森林認証材として取扱う場合、県の目的に同意し、県に「SGEC認証材取扱に関する遵守誓約書(別紙2)」を提出すること。

##### (2) 施業前

- ・ 県と委託業者は、認証登録番号及び認証種類を記載した委託契約書を交わす。

##### (3) 施業後

- ・ 委託業者は、自らが実施した「森林認証(SGEC)施業現場モニタリングチェックリスト」を県に提出する。

(別紙1)

No

令和 年 月 日

沖縄県県営林SGEC/PEFC森林認証材 証明書 (立木販売用)

(立木購入者) 様

証明書発行番号	
県営林団地名	
森林の所在地(林班)	
森林所有者名	
樹種	リュウキュウマツ、広葉樹 ( )
長さ	
伐採予定材積	m3
伐採材積(施業後に記載)	m3
認証登録番号	JIA-021
認証の種類	100%SGEC認証および100%PEFC認証
備考:立木売買契約による出荷	
契約日	
CoC登録番号と認証の種類	
※ 証明書作成時必要書類: ・売買契約書等の写(販売金額や支払先等,個人情報の削除は可)	
※ 施業後提出書類: ・SGEC認証材の生産量が記載された精算書又は売上傳票等の写(販売金額や支払先等、個人情報の削除は可) ・森林認証(SGEC)施業現場モニタリングチェックリスト	
責任者名	
担当者名	
住 所	
電 話	
F A X	



(別紙2)

## SGEC認証材取扱に関する遵守誓約書

沖縄県営林SGEC森林認証  
責任者様

---

沖縄県営林が取得したSGEC森林認証内での作業及びSGEC森林認証材の取扱いについて、SGECの原則と基準及び沖縄県営林SGEC-FM認証 森林認証森林管理計画書を遵守するとともに、認証材の生産量(材積)の報告及び「森林認証(SGEC)施業現場モニタリングチェックリスト」の提出を誓約します。

なお、本誓約書の期間については、委託契約の期間に準じて令和 年 月 日までとします。

令和 年 月 日

住 所

---

事業体名

---

氏 名

---

印





## 別紙 10

### 関連法令 ※SGEC森林管理認証基準・指標・ガイドラインで示されている遵守・尊重されるべき国際条約等及び国内法

#### (1) 国際条約等

##### ア ILO 基本条約

- ・ ILO条約第 29号:強制労働条約(1930年)(1932年日本批准)
- ・ ILO条約第 87号:結社の自由及び団結権保護条約(1948年)(1965年日本批准)
- ・ ILO条約第 98号:団結権及び団体交渉権条約(1949年)(1953年日本批准)
- ・ ILO条約第100号:同一報酬条約(1951年)(1953年日本批准)
- ・ ILO条約第105号:強制労働廃止条約(1957年)(日本未批准)
- ・ ILO条約第111号:差別待遇(雇用及び職業)条約(1958年)(日本未批准)
- ・ ILO条約第138号:最低年齢条約(1973年)(2000年日本批准)
- ・ ILO条約第182号:最悪の形態の児童労働条約(1999年)(2001年日本批准)

##### イ その他の国際条約等

- ・ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)
- ・ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(ワシントン条約)
- ・ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約(世界遺産条約)
- ・ 移動性野生動物種の保全に関する条約(ボン条約)(日本未加盟)
- ・ 生物多様性条約(1992年日本署名)
- ・ 気候変動枠組条約・京都議定書(1997年京都開催)
- ・ バイオセーフティーに関するカルタヘナ議定書(2004年日本発効)
- ・ 渡り鳥条約
- ・ 独立国における原住民及び種族民に関する条約(ILO169号)(1991年日本未批准)
- ・ 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約、2005年(日本署名)
- ・ 先住民族の権利に関する国際連合宣言(2007年日本賛成票)
- ・ あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)(1965年日本1995年加入)

#### (2) 日本国内法

- ・ 森林・林業基本法
- ・ 森林法(森林計画制度、森林経営計画制度)(保安林制度)(保安施設地区制度)(林地開発許可制度)
- ・ 森林の保健機能の増進に関する特別措置法
- ・ 森林組合法
- ・ 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律
- ・ 林業種苗法
- ・ 分収林特別措置法(分収造林制度)
- ・ 地すべり等防止法
- ・ 鳥獣の保護及狩猟の適正化に関する法律
- ・ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
- ・ 林業労働力の確保の促進に関する法律
- ・ 木材の安定供給の確保に関する特別措置法
- ・ 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法
- ・ 森林病虫害等防除法
- ・ 林道規程
- ・ 環境基本法
- ・ 生物多様性基本法

- ・ 自然環境保全法
- ・ 自然公園法
- ・ 自然再生推進法
- ・ 文化財保護法
- ・ 都市計画法
- ・ 水循環基本法
- ・ 都市緑地法
- ・ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
- ・ 農薬取締法
- ・ 火薬類取締法
- ・ 漁業法
- ・ 採石法
- ・ 測量法
- ・ 道路運送法
- ・ 国土調査法
- ・ 不動産登記法(表示登記制度)
- ・ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律
- ・ 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法
- ・ 文化財保護法
- ・ 歴史的風致の維持及び向上に関する法律
- ・ 都市計画法体系の諸法律
- ・ 河川法
- ・ 砂防法
- ・ 労働基準法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 労働組合法
- ・ 健康保険法
- ・ 厚生年金保険法
- ・ 雇用保険法
- ・ 租税特別措置法

### (3) 都道府県条例

- ・ 沖縄県文化財保護条例
- ・ 沖縄県環境保全条例
- ・ 沖縄県赤土等流出防止条例
- ・ 沖縄県個人情報保護条例